

3 年次編入生用の教育課程および JABEE プログラム修了認定（2023 年度以降編入生用）

1. はじめに

工学部応用化学科は、2010 年度に「JABEE による教育プログラムの認定」を受けました。

この文書は、九州工業大学工学部応用化学科への 3 年次編入を希望する学生およびその関係者へ、「応用化学コースへの 3 年次編入生の工学教育プログラム」の概要を説明し、あわせてプログラム修了認定に関する手続きについて説明します。

2. 編入学生に対する単位認定に関する学則および工学部学修細則

工学部では、編入学生の単位認定を学則第 13, 14 条および、工学部学修細則第 14 条に基づいて行っております。以下は、学則第 13 条, 14 条および、細則第 14 条です。

学則

第 13 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

2 前項の履修により修得した単位は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

3 前 2 項の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

第 13 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

第 14 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 4 項に規定する学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

細則

第 14 条 本学部に編入学を許可された者の、学則第 14 条に規定する入学前の既修得単位等の認定については、次の各号の基準により行うものとする。

(1) 学士号を有する者に対する単位の認定は、出身大学において履修した科目の中で、人文社会系 10 単位、工学系総合科目 6 単位を上限とし、また、工学基礎科目及び工学専門科目については、関連学科と協議の上、行うものとする。

(2) 短期大学及び高等専門学校を卒業した者に対する単位の認定は、関連学科と協議の上、別表第 7 により行うものとする。

(3) 前 2 号に掲げる者以外の場合には、前 2 号の規定を準用し認定を行うものとする。

別表第7 編入学生の単位の認定（第13条関係）

授 業 科 目 区 分		修得すべき単位数又は科目	
教 養 教 育 科 目	人 文 社 会 系	人 文 社 会 科 目	10 単 位 以 内
		グ ローバル教養科目	
	言 語 系	選 択 必 修 英 語 科 目	10 単 位 以 内
		初 修 外 国 語 科 目	
工 学 基 礎 科 目 及 び 工 学 専 門 科 目		65 単 位 以 内	
工 学 系 綜 合 科 目		6 単 位 以 内	
認 定 総 単 位 数		80 単 位 以 内	

3. 3年次編入学生の単位認定

工学部では、3年次編入学生に対しては、出身高専等において履修した科目を認定しており、その原則はつぎのとおりです。

(1) 単位認定の対象となる科目は、原則として1・2年次の開講科目と設定されている科目であります。

(2) 単位認定の根拠に用いられる「出身高専等での修得科目」は、原則として大学教育に相当する年次（高専等では、4年次および5年次）に修得した科目であり、シラバス等の根拠資料に基づく書類審査によって単位認定が行われます。

高専等における3年次までの修得科目については、その教育内容が「大学における対応科目」と同等であることが「シラバス等の根拠資料に基づいて十分に確認できる科目」に限られます。

(3) 単位認定は、原則として、単位認定となる根拠となる高専等での修得科目の単位数の範囲内で行います。従って、「認定単位数」と「その根拠となる高専等の修得科目単位数」が必ずしも一致しないことがあります。

(4) 応用化学コースでは開講されていない科目があっても、それがJABEE審査基準の「分野別要件」に規定されている範囲に含まれる科目については、出身高専等において修得した科目をJABEEプログラム修了要件とする場合があります。ただし、卒業要件には、含まないこととします。

(5) 単位認定される1・2年次開講科目が少なく、編入学後に多くの1・2年次の科目を履修する必要がある学生の場合、工学部学修細則の範囲内で「3年次以降で開講している科目」を単位認定の対象とすることがあります。

4. 単位認定に関する作業と手順

「単位認定に関する原則」に基づく単位認定の第一段階の作業は、3年次編入学生に3月中に提出してもらった成績証明書、単位認定を希望する科目のリスト（「単位認定希望科目調査書」に記入）、各科目の単位認定の根拠となる出身高専等における修得科目に関する資料（修得科目のシラバス）に基づいて、各学科の単位認定担当者が書類審査により実施します。

単位認定希望科目調査書は、事前に工学部教務係より各人に送付されます。

9月中旬に九州工業大学工学部より「単位認定に関する資料の提出」に関する案内が郵送されますので、その指示に従って、次の三つの資料を工学部学務係宛に提出して下さい。

(1) 単位認定希望科目調査書

認定希望科目に対しては、「認定の根拠となる修得科目」欄に「認定の根拠となる修得科目」を記入して下さい。

(2) 出身高専等のシラバス

「認定の根拠となる修得科目」のシラバスの写しを提出して下さい。

(2) 成績証明書

書類提出時点での成績証明書を提出して下さい。

単位認定の第二段階の作業は、4月の編入学生ガイダンス時に、工学部教務係より単位認定報告書が配布されます。各人は、第一段階の書類審査の結果を確認するとともに、新たな単位認定科目の希望や質問等があれば、各学科の単位認定担当者に面接をして4月上旬までに、最終的な単位認定科目を決定します。なお、人文科学系の人間科学科目に関しては、各科目の認定ではなく人文科学系人間科学科目としての一括認定となります。

単位認定の第三段階の作業では、各学科の単位認定担当者が作成する「単位認定に関する上記資料」に基づいて、工学部教育委員会が審議を行ない、適切と認められる単位認定に対しては承認を与えます。第三段階の作業が終了すると、認定された科目は、編入学生の成績表に追加されます。認定された科目の成績は「認定」とします。なお、単位認定された科目は「既修得科目」と見なされるため、在学中にその科目を履修することはできません。

単位認定の第四段階は、第三段階で一括認定となっている人文科学系人間科学基礎科目の具体的な科目への振り分けです。応用化学科において独自に、認定する授業科目の指定を行います。これは、応用化学科の単位認定担当者と編入学生との面接により行います。この時、編入学生は出身工専等のシラバス、用いた教科書、授業ノート等の提出を求められることがあります。この結果を、応用化学科のJABEE運営委員会が承認することで、最終的な科目の指定が終了します。これにより、本JABEEプログラムにおいては、ここで指定した科目は、すでに履修したものと見なされます。編入学生が新たに人文科学系人間科学科目の履修を希望する場合は、ここで指定した科目以外の科目を履修することになります。